

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（平成20年9月12日京都市条例第14号）（市会事務局総務課）

地方自治法の一部改正により，地方議員の位置付けの明確化を図る観点から，地方議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する規定を他の非常勤職員の報酬等に関する規定から分離するとともに，報酬の名称を議員報酬に改める措置が講じられたため，その趣旨を踏まえ，市会議員の議員報酬等の支給に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するとともに，関係条例の廃止及び一部改正により，規定を整備することとしました。

この条例は，平成20年9月12日から施行し，平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬について適用することとしました。

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例を
公布する。

平成20年9月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第14号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、市会
議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定め
るものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ
るとおりとする。

- (1) 議長 月額1,120,000円以内
- (2) 副議長 月額1,030,000円以内
- (3) 議員(議長及び副議長を除く。) 月額960,000円以内

(議員報酬の支給)

第3条 議員報酬は、その月分を翌月7日までに支給する。ただし、退職
又は死亡の場合は、その際これを支給する。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情がある場合においては、市
長は、その支給方法について定めることができる。

第4条 就職し、若しくは退職した月又は異動があった月は、日割りにより計算した額を支給する。

2 議員報酬を受けるべき者が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(費用の弁償)

第5条 市会議員が定例会、臨時会又は京都市会委員会条例第1条に規定する常任委員会、同条例第3条の2第1項に規定する市会運営委員会、同条例第3条の3第1項に規定する理事会若しくは同条例第4条第1項に規定する特別委員会（以下「定例会等」という。）に出席したときは、費用弁償として定例会等に出席した日1日につき5,000円を支給する。

2 前項の費用弁償は、定例会等に出席した日の属する月の翌月に支給する。

第6条 職務のため出張するときは、費用弁償として京都市旅費条例を準用し、同条例別表の特級相当額をそのつど支給する。

第7条 前2条に定めるもののほか、市会議員が職務を行うために特に費用を要するときは、費用弁償として当該費用に相当する額をそのつど支給する。

(期末手当)

第8条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月に期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6月に支給する場合 100分の160以内
 - (2) 12月に支給する場合 100分の175以内
- 3 前項の議員報酬月額は、基準日以前6月間において職に異動がなかった者については、その者が基準日現在において受けるべき議員報酬月額とし、当該期間内において職に異動があった者については、その者がそれぞれの職に在職した期間を勘案して市長が定める額とする。
- 4 期末手当の支給日については、京都市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 5 基準日前1月以内に議員を退職し、又は死亡した者については、前各項の規定に準じて期末手当を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬について適用する。

(関係条例の廃止)

- 2 京都市会議員期末手当支給条例は、廃止する。

(関係条例の一部改正)

3 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の右に「市会議員及び」を加える。

第2条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第18号までを3号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第8号」を「前項第5号」に改め、同条第3項中「第1項第18号」を「第1項第15号」に改める。

第5条を削る。

第6条第1号中「第17号」を「第14号」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

4 京都市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「議会の議員の報酬」を「市会議員の議員報酬」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

第2条中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

5 京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項」を「第100条第14項」に改める。

(市会事務局総務課)